



厚生労働省佐賀労働局発表  
平成 30 年 10 月 30 日(火)

【照会先】

厚生労働省佐賀労働局労働基準部賃金室  
室長 藤崎 貞美  
室長補佐 新宮 卓俊  
(電話) 0952(32)7179(直通)

## 平成 30 年度 特定最低賃金の改定について (答申)

佐賀地方最低賃金審議会(会長富田義典)は、本年 8 月 24 日に佐賀労働局長(局長菊池泰文)からの諮問を受け、佐賀県内の特定の産業について定められている 3 件の特定最低賃金について、それぞれ専門部会を設けて調査審議を行ってきましたが、10 月 29 日までに下記の時間額に改正することが適当であるとの答申を行いました。

佐賀労働局においては、3 件それぞれについて答申要旨の公示を行った上、早ければ、下記の日決定・発効する見込みです。

### 記

業種	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	改正決定公示予定日	発効予定日	
特定最低賃金	一般機械器具製造業関係	847	20	2.42	平成 30 年 11 月 28 日	平成 30 年 12 月 28 日
	電気機械器具製造業関係	816	21	2.64	平成 30 年 11 月 26 日	平成 30 年 12 月 26 日
	陶磁器・同関連製品製造業	763	25	3.39	平成 30 年 11 月 8 日	平成 30 年 12 月 8 日

## 佐賀県最低賃金額及び特定最低賃金額の推移

(単位:円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般機械器具製造業関係	750	755	761	770	782	795	810	827	847
電気機械器具製造業関係	713	719	725	734	746	760	774	795	816
陶磁器・同関連製品製造業	643	647	654	665	679	695	716	738	763

【最低賃金制度について】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

特定最低賃金審議の流れ

○特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

